

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当法に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、児童手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

児童手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

福岡県久山町長

## 公表日

令和7年10月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ・受給者世帯の住民情報の照会、資格管理 ・所得情報の照会、支給額の判定 ・年金情報の照会
③システムの名称	・Acrocity(住民情報_児童手当) ・Acrocity標準仕様対応版(住民情報_児童手当) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ ・マイナポータル申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・受給者台帳ファイル ・児童台帳ファイル ・宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項 別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法 第19条第7号、別表 81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表主務省令」という。) 第44条 (情報提供の根拠) 1. 番号法 第19条第7号、別表 81の項 2. 別表主務省令 第44条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称:久山町役場</li> <li>・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地</li> <li>・電話番号:092-976-1111</li> </ul>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称:久山町役場 福祉課</li> <li>・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地</li> <li>・電話番号:092-976-1111</li> </ul>
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネットによってマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉課	福祉課	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康福祉課課長名	福祉課長	事後	
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉課	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	健康福祉課	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場 福祉課	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		リスク対策	事後	様式変更に伴いリスク対策を追加
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	平成32年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	平成32年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	・児童手当システム ・MICJET番号連携サーバー ・中間サーバー	・Acrocity(住民情報 児童手当) ・Acrocity標準仕様対応版(住民情報 児童手当) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー) ・中間サーバ ・マイナンバー申請管理システム	事後	
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条1項 別表第一項番56	番号法第9条1項 別表81の項	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号、別表第二項番74・75	(情報照会の根拠) 1. 番号法 第19条第7号、別表 81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表主務省令」という。)第44条 (情報提供の根拠) 1. 番号法 第19条第7号、別表 81の項 2. 別表主務省令 第44条	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場	・名称:久山町役場 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場 福祉課	・名称:久山町役場 福祉課 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	